

武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会設置要綱の規定に基づき設置した武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡協議会の公開原則)

第 2 条 連絡協議会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする連絡協議会の議決があったときは、この限りでない。

(傍聴人の受付)

第 3 条 傍聴の受付は申込順とし、会場の広さ等により会議に支障のない範囲内の人数とする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 連絡協議会を傍聴しようとする者は、会議当日に、氏名及び連絡先を明らかにしたうえで事務局である地域支援課へ申し込まなければならぬ。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、事務局が指定する席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から特に求められた場合を除いて、発言はできない。

(撮影及び録音)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、連絡協議会において特に認められた者は、この限りではない。

(意見の提出)

第 7 条 傍聴人は、連絡協議会の終了後、任意の様式により意見を提出することができる。

(事務局の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、連絡協議会に諮ってこれを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。